

「札幌市障がい者元気スキルアップ事業実施業務」提案説明書

1 業務の名称

令和7年度札幌市障がい者元気スキルアップ事業実施業務

2 業務目的

本業務は、障がいのある方の雇用の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所（就労移行支援事業所等）、民間企業に対して、より充実した研修を行うとともに、職場実習や障がい者雇用を進める企業開拓等を行い、障がい者雇用の充実を目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補者との随意契約

(2) 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務の内容

別紙仕様書のとおり。なお、仕様の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

5 業務委託の概要

(1) 令和7年度の契約期間（予定）

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

(2) 契約締結日（予定）

令和7年4月1日

(3) 予算額

6,355,000 円（予算上限額）

※本事業は、令和7年度予算で実施するものであり、予算成立が前提となる事業である。このため、今後、事業内容の変更や実施に至らないなどの可能性がある。

(4) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

6 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。

- (2) 本市の仕様書に示す要求事項に漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

7 参加資格

本企画提案に応募する事業者は、職業安定法による有料職業紹介事業の許可を現に受けていること。また、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されているか、又は下記(1)～(5)のいずれにも該当しないこと。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

- ア 契約を締結する能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者

- ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3 年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員
の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を
故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当
たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前 1 期の決算（当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前 2 期の決
算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を
経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

8 参加手続き

- (1) スケジュール（予定）

時 期	手続きの流れ
令和 7 年 2 月 27 日 (17 時 00 分)	■企画競争参加意向申出書（1 部）及び企画提案書等（正 本 1 部、副本 7 部）」の提出期限（郵送または持参）『当 日必着』 ※ 企画提案書のみワードデータの提出も必要
令和 7 年 2 月下旬	■一次審査（参加資格の確認）
令和 7 年 3 月中旬	■最終審査（企画提案書等の精査・企画提案・ヒアリング） 札幌市障がい者元気スキルアップ事業実施業務企画競 争実施委員会（札幌市が設置。以下「企画競争実施委員会」 という。）を開催。一次審査を通過した応募者の指定協議 書等の精査・企画提案・ヒアリングを実施します。
令和 7 年 4 月 1 日	■委託開始【委託期間：契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日】

- (2) 提出書類（上記の期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること）
- ア 企画競争参加意向申出書（様式 1）
 - イ 企画提案書 8 部
 - ・ A 4 版、片面印刷（表紙と目次を除く）とし、表紙と目次を除きページの通し
番号を付すこと。
 - ・ 提出する提案書のうち 1 部は製本し、表紙に事業所名及び代表者名、提案者の
担当部門及び責任者を明示し（これを「正本」という。）、残り 7 部には社名等
を記載しないこと（これを「副本」という。）
 - ・ 提案書とは別に資料を提出することは認めない。
 - ウ 法人概要書（様式 2）
 - エ 業務費内訳書（積算書）
 - ・ A 4 版、片面印刷、様式自由、必要枚数とする。

オ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式 3）及び当該申出書に係る必要書類

カ 令和 4～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 申出書（様式 4）
- ・ 誓約書（様式 5）
- ・ 登記事項証明書 ※発行日より 3 か月以内。写し可。
- ・ 直近年度（年）の納税証明書（「市区町村税」「消費税及び地方消費税」の未納がない旨の証明） ※発行日より 3 か月以内。写し可。
- ・ 財務諸表（直近 1 事業年度の貸借対照表及び損益計算書）

(3) 留意事項

ア 企画提案書は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者等で組織する企画競争実施委員会において、評価基準に基づき採点し、委託候補者を選定するための評価対象とする。このため、企画提案内容は具体的に分かりやすく記載すること。

イ 札幌市が提供した資料は、札幌市ので承なく公表、使用することができない。

ウ 期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。

エ 提出書類は返却しない。

オ 本企画競争に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

カ 書類の著作権は提出者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表用に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用するができる。

キ 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）の定めるところにより、公開する場合がある。

ク 応募者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（委託候補者にあたっては契約を締結するまで）の間に、下記のいずれかに該当する場合は、最終審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消す。

(ア) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(イ) 企画提案のとおり業務を実施できないことが明らかになった場合

(ウ) 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

(エ) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合

(オ) その他、札幌市が不適切と判断した場合

9 選定方法

契約候補者の選定は、企画競争実施委員会において、提出書類及び企画提案の内容を総合的に評価した上で行う。

(1) 一次審査（参加資格の確認）

上記 7 参加資格に基づく審査（参加資格の確認）を行い、確定後速やかに参加資

格の確認結果を応募者全員に書面により通知する。

(2) 最終審査（指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング）

一次審査を通過した応募者を対象に契約候補者の選定を実施するため、企画競争実施委員会において、提出書類及び次に掲げるヒアリングの内容を総合的に評価した上で行う。

なお、評価の結果は、評価終了後、速やかに参加者全員に対して書面により通知する。契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と、随意契約により行うことを原則とする。

ただし、企画提案に当たり、虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合は契約の相手方としない。また、契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。

【ヒアリング審査】

ア 日時・場所

令和7年3月中旬 札幌市役所本庁舎での実施を予定。詳細については別途通知する。

イ 実施方法

- (ア) 出席者は企画提案書の作成に関与された方で、事業管理者となる予定の方、または、実務に携わる方2名とする。
- (イ) ヒアリングは30分（説明10分、質疑20分）を想定している。
- (ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加提出は認めない。

10 評価基準

(1) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準
業務遂行能力	業務実績(5点)	・業務全体を円滑に進められると判断できる、類似・関連業務実績があるか。
	実施体制・執行スケジュール(30点)	・業務全体を円滑に進められると判断できる実施体制、執行スケジュールが提案されているか。 ・障がい者元気スキルアップ事業について、円滑かつ効果的に進められると判断できる十分な体制はあるか。
提案内容	事業展開内容について(55点)	・目的・ねらいを正しく理解し、意識した内容となっているか。 ・実践を想定した効果的な内容となっているか。 ・受講者の意欲を高める工夫があるか。 ・受講後の実践に繋がる工夫はあるか。
	独自提案事項(10点)	業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。
合計（委員一人あたり）		100点

ア 評価点

評価の視点を参考にしながら、次のとおり 5 段階評価を行うものとする。なお、項目に記載のないものは 0 点とする。

- ・ 5 点「優れている」
- ・ 4 点「やや優れている」
- ・ 3 点「普通（標準）」
- ・ 2 点「やや劣っている」
- ・ 1 点「劣っている」

イ 換算ウェイト（傾斜配分）

評価対象項目のうち、配点が 10 点の項目については、評価点に 2.0 を乗じ、配点が 15 点の項目については、評価点に 3.0 を乗じて配点を決定する。

- (2) 満点の 6 割を最低基準点と定め、これに満たない場合は契約候補者とししない。
- (3) 参加者が 1 者であった場合は、最低基準点を超えた場合に限り、契約候補者として選定する。

11 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

12 評価についての疑義の申立て

応募者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

13 質疑

本業務に関する質問がある場合は、令和 7 年 2 月 21 日（金）17 時 00 分までに、質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて担当課まで送付すること。

なお、回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。【送付先アドレス：syurou-soudan@city.sapporo.jp】

【担当部局】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 担当：斉藤、皆越 電話：011-211-2936／FAX：011-218-5181 メールアドレス：syurou-soudan@city.sapporo.jp
--